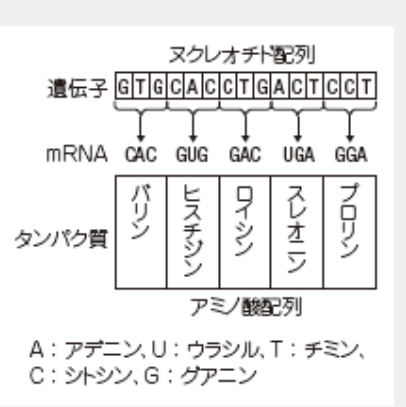




訂正箇所	訂正前（初版）	訂正後（第二刷）
<p>p. 66 右欄、「図 4-1 ヌクレオチド、コドン、アミノ酸の関係」 （図の差し替えと説明文の追記）</p>	 <p>ヌクレオチド配列 遺伝子 GTG CAC CCT GAC T C C T mRNA CAC GUG GAC UGA GGA タンパク質 バリン ヒスチジン ロイシン スレオニン プロリン アミノ酸配列 A: アデニン, U: ウラシル, T: チミン, C: シトシン, G: グアニン</p> <p>図 4-1 ヌクレオチド、コドン、アミノ酸の関係</p>	<p>ヌクレオチド配列 DNA { GTG CAC CTG ACT CCT CAC GTG GAC TGA GGA 鋳型鎖 ↓ (鋳型鎖からの転写) mRNA GUG CAC CUG ACU CCU ↓ (mRNAの翻訳) タンパク質 バリン ヒスチジン ロイシン スレオニン プロリン アミノ酸配列 A: アデニン, U: ウラシル, T: チミン, C: シトシン, G: グアニン</p> <p>図 4-1 ヌクレオチド、コドン、アミノ酸の関係 転写では、DNA の一方の鎖に相補的な RNA を作る。この図では、DNA 2 本鎖のうち下側の鎖を DNA 鋳型鎖としている。</p>
<p>p. 86 「4. 外部生殖器の発生と分化」の項、上から 2～3 行目 （用語の訂正）</p>	<p>「～<u>生殖器結節</u>の伸長と性ホルモンによって誘発される間葉および尿道の分化に分類できる。<u>生殖器結節</u>は妊娠 10.5 日に、体幹部から隆起し始める。」</p>	<p>「～<u>生殖結節</u>の伸長と性ホルモンによって誘発される間葉および尿道の分化に分類できる。<u>生殖結節</u>は妊娠 10.5 日に、体幹部から隆起し始める。」</p>
<p>p. 261 「(1)経口投与」の項、上から 5 行目～8 行目</p>	<p>「～伸ばし<u>食道内を通過させ、やや抵抗を感じる</u>ところまで挿入する。<u>注射筒の内筒を引き、空気が入ってこないことを確認し、ゆっくり一定速度で投与する</u>（図 2-6）。」</p>	<p>「～伸ばし、<u>呼吸困難の兆候がないことを確認しながら、食道内を通過させる。やや抵抗を感じる</u>ところまで挿入したら、<u>ゆっくり一定速度で投与する</u>（図 2-6）。<u>投与後はゾンデを抜き、吐出や異常の有無を確認する。</u>」</p>
<p>p. 325 「(2)NIBS 系」の項、上から 1 行目</p>	<p>「<u>一般財団法人日本生物科学研究所</u>が開発、生産している～」</p>	<p>「<u>日生研株式会社</u>が開発、生産している～」</p>

(次頁に続く)

<p>p. 326 右欄、「図 8-3 ミニブタ各系統の外観」の写真（写真の差し替え）</p>	 <p>サクラコユキ</p> <p>ペローン</p> <p>リハーロ</p> <p>図 8-3 ミニブタ各系統の外観</p>	 <p>サクラコユキ</p> <p>ペローン</p> <p>リハーロ</p> <p>図 8-3 ミニブタ各系統の外観</p>
<p>p. 328 「3. 飼料」の項、上から 5～6 行目</p>	<p>「～<u>日本飼料基準豚</u>（中央畜産会）や各社～」</p>	<p>「～<u>日本飼養標準</u>（農研機構）や各社～」</p>
<p>p. 329 「表 8-6 ブタの監視伝染病」 区分の欄</p>	<p>「<u>届け出伝染病</u>」</p>	<p>「<u>届出伝染病</u>」</p>
<p>p. 329 「表 8-6 ブタの監視伝染病」 家畜伝染病の名称の欄</p>	<p>「<u>水胞性口炎</u>」</p>	<p>「<u>水疱性口内炎</u>」</p>
<p>p. 329 「表 8-6 ブタの監視伝染病」 家畜伝染病の名称の欄</p>	<p>「<u>豚水胞病</u>」</p>	<p>「<u>豚水疱症</u>」</p>
<p>p. 329 「表 8-6 ブタの監視伝染病」 届出伝染病の名称の欄</p>	<p>「<u>豚エンテロウイルス性脳脊髄炎</u>」</p>	<p>「<u>豚テシオウイルス性脳脊髄炎</u>」</p>

（次頁に続く）

実験動物の技術と応用 実践編 増補改訂版（第二刷）の正誤表

下記の通り、記載内容に一部誤りがありましたので訂正いたします。

訂正箇所	誤	正
p. 147 右欄、タイトルの脱字 訂正	「作業別腰痛予防対」	「作業別腰痛予防対策」
p. 175 右欄、「表 10-24 微生物モニタリングの検査法と主な対象微生物」の対象微生物のカテゴリー分類の訂正	<i>Citrobacter rodentium</i> <u>(B/C)</u> <i>Pasteurella pneumotropica</i> ※ <u>(C)</u> <i>Pseudomonas aeruginosa</i> <u>(D/E)</u> <i>Staphylococcus aureus</i> <u>(D/E)</u>	<i>Citrobacter rodentium</i> <u>(C)</u> <i>Pasteurella pneumotropica</i> ※ <u>(D)</u> <i>Pseudomonas aeruginosa</i> <u>(D)</u> <i>Staphylococcus aureus</i> <u>(D)</u>
p. 225 「2) 系統の特徴」の上から 1 行目の誤字訂正	「リンパ系白血病～」	「リンパ性白血病～」
p. 266 「2. 骨格系」の項、上から 1 行目	「骨の数は <u>生体</u> で 256～261 個であるが、～」	「骨の数は <u>成体</u> で 256～261 個であるが、～」
p. 275 右欄、「シリアンハムスターの感染実験」の項、ウイルスの名称の訂正	「～ (SARS <u>Cov</u> -2) ～」	「～ (SARS <u>CoV</u> -2) ～」
p. 288 ② 実験動物としての特性と使用分野の項上から 7 行目及び右欄の項目名及び説明文中の試験法の名称修正（試験法の名称が変更されたため）	「 <u>生殖・発生毒性試験</u> 」	「 <u>生殖発生毒性試験</u> 」
p. 329 「表 8-7 その他の感染症」病名の欄	「 <u>グレーザー病</u> 」	「 <u>グレーサー病</u> 」
p. 332 「3) 鉄剤の投与」の項、最終行	「ミニブタも <u>同様である</u> 」	「ミニブタも徐々に貧血状態になるため、 <u>鉄剤の投与を行うことがある。</u> 」
p. 338 表 9-3 マカク属サル類の歯式 表の欄外の「歯式」の訂正	「歯式: I2/2, C1/1, <u>P3/3</u> , M2/2」	「歯式: I2/2, C1/1, <u>P2/2</u> , M3/3」

(次頁に続く)

<p>p. 346 右欄、「子の発育」 誤記載（記載欄の誤り）の訂正</p>	<p><u>性皮や子宮頸管粘膜の性状を観察する方法のほか、尿中のエストロゲンや血中の黄体形成ホルモン（LH）やプロジェステロンを測る方法、個体ごとの月経周期から推定した排卵時期を基準とする方法、膣垢像の観察、<u>卵巣の触診、体温測定等の結果から推測する方法がある。</u></u></p>	<p><u>出生子の体重は、カニクイザルで300～350g、アカゲザルで470～500g、ニホンザルで500～550g程度である。新生子は、被毛で覆われ、出生当日から母親にしがみついて乳を吸う。臍帯は、普通生後3日以内に脱落する。生後1週間以内に一時的な体重減少があるが、約2.5か月齢で出生時体重のほぼ2倍となり12か月齢はおおよそ5倍の体重になる。</u></p>
<p>p. 365 「1. 感染性疾患」の項上から1～12行目 (家畜伝染病予防法の表記に修正する)</p>	<p>「多くの感染症が知られており（表10-2）、とくに発生時の被害が深刻な5つの疾病（<u>家禽コレラ、高病原性・低病原性鳥インフルエンザ、ニューカッスル病、家禽サルモネラ症〔<u>雛白痢と家禽チフス</u>〕が家畜伝染病予防法における監視伝染病に、発生状況を報告すべき12疾病（<u>鶏痘、低病原性ニューカッスル病、マレック病、鶏伝染性気管支炎、鶏伝染性喉頭気管炎、伝染性ファブリシウス嚢病、鶏白血病、鳥結核、鶏マイコプラズマ症、ロイコチトゾーン病、<u>家禽サルモネラ症、鳥インフルエンザ</u>）が届出伝染病に指定されている。主な細菌感染症には<u>雛白痢、伝染性コリーザ、マイコプラズマ症、家禽サルモネラ症</u>、ウイルス性疾患には<u>鶏痘、ニューカッスル病、鶏伝染性喉頭気管炎、鶏伝染性気管支炎、鶏脳脊髄炎、マレック病、鶏白血病、伝染性ファブリシウス嚢病、鳥インフルエンザ、原虫感染症にはコクシジウム症、<u>ロイコチトゾーン病</u>がある。」</u></u></u></p>	<p>「多くの感染症が知られており（表10-2）、とくに発生時の被害が深刻な5つの疾病（<u>家きんコレラ、高病原性鳥インフルエンザ、低病原性鳥インフルエンザ、ニューカッスル病〔<u>農林水産省令で定めるものに限る</u>〕、<u>家きんサルモネラ症〔<u>雛白痢と家禽チフス</u>〕が家畜伝染病予防法における家畜伝染病に、発生状況を報告すべき12疾病（<u>鶏痘、低病原性ニューカッスル病、マレック病、鶏伝染性気管支炎、鶏伝染性喉頭気管炎、伝染性ファブリシウス嚢病、鶏白血病、鳥結核、<u>鳥マイコプラズマ症、ロイコチトゾーン症、サルモネラ症〔<u>特定のものに限る</u>〕、鳥インフルエンザ</u>）が届出伝染病に指定されている。主な細菌感染症には<u>伝染性コリーザ、鳥マイコプラズマ症、<u>家きんサルモネラ症</u>、ウイルス性疾患には<u>鶏痘、ニューカッスル病、鶏伝染性喉頭気管炎、鶏伝染性気管支炎、鶏脳脊髄炎、マレック病、鶏白血病、伝染性ファブリシウス嚢病、鳥インフルエンザ、原虫感染症にはコクシジウム症、<u>ロイコチトゾーン症</u>がある。」</u></u></u></u></u></p>
<p>p. 371 表11-2 麻酔段階とその行動的特徴 「魚の状態」の欄 (誤字訂正)</p>	<p>「<u>軽度沈静</u>」 「<u>重度沈静</u>」</p>	<p>「<u>軽度鎮静</u>」 「<u>重度鎮静</u>」</p>

(次頁に続く)

<p>p. 375 「1. ショウジョウバエ、(1) 実験動物としての一般的特性ならびに使用分野」の項、13～14行目 (学名の訂正)</p>	<p>「～キハダショウジョウバエ (<i>D. <u>melanogaster</u></i>)、～」</p>	<p>「～キハダショウジョウバエ (<i>D. <u>lutescens</u></i>)、～」</p>
---	---	--

2022/07